

★ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第四十一号）（福利課）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年広島県条例第二十九号）の施行期日を平成二十三年十月一日とすることとした。

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第四十二号）（市町行財政課）

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（平成二十三年広島県条例第三十号）の改正規定のうち、一部の市町が処理する事務に、障害者自立支援法に規定する同行援護を行う指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務を加える改正規定の施行期日は、平成二十三年十月一日とし、その他の規則で定める日から施行する改正規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とすることとした。

★ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）（環境保全課）

一 改正の要旨

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止等に伴い、行為の届出を要しない公共的団体について必要な改正を行った。

二 施行期日

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

★ 社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十三年十月一日